平成３０年（フ）第６号
兵庫県淡路市室津2190番地１
破産者　カネイマリンサービスこと　井高　敏行
１　決定年月日　平成30年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２９年（フ）第２１２号
沖縄県中頭郡中城村字伊舎堂127番地２
破産者　上地　清秀
１　決定年月日　平成30年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第２１１号
茨城県つくば市今鹿島1796番地　サンハイツ今鹿島202号
破産者　飯島　　誠
１　決定年月日　平成30年５月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第２１２号
茨城県つくば市今鹿島1796番地　サンハイツ今鹿島202号
破産者　飯島　幸子
１　決定年月日　平成30年５月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第２４号
茨城県つくば市真瀬2578番地６
破産者　大枝　信一
１　決定年月日　平成30年５月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２１号
栃木県足利市山川町17番地１　レジデンス名奈101、前住所栃木県足利市伊勢町３丁目３番地６
破産者　齋藤　　稔
１　決定年月日　平成30年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成３０年（フ）第４９号
広島市中区田中町６番13―301号
破産者　花田　昭生
１　決定年月日　平成30年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１１６号
仙台市太白区八木山香澄町13番28号
破産者　岩井　佑介
１　決定年月日　平成30年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２５号
群馬県前橋市山王町１丁目32番地３
破産者　角田　敏夫
１　決定年月日　平成30年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第２８号
群馬県吾妻郡嬬恋村大字鎌原1052番地536
破産者　髙野りき代
１　決定年月日　平成30年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第３６号
群馬県吾妻郡高山村大字中山304番地
破産者　山岸　新吾
１　決定年月日　平成30年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１７０９号
さいたま市大宮区吉敷町３丁目205番地　ベルガーデン203
破産者　田畑　義浩
１　決定年月日　平成30年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２４号
埼玉県北足立郡伊奈町内宿台四丁目203番地　ＲＵＲＡＬ　ＬＩＦＥ　ＴＩ　Ａ202
破産者　木本　聖二
１　決定年月日　平成30年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第８８号
さいたま市大宮区土手町３丁目94番地　アンプルールクラージュゆうかり104号
破産者　佐藤　俊二
１　決定年月日　平成30年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４５号
石川県七尾市白馬町三十二部46番地１
破産者　徳田　宗憲
１　決定年月日　平成30年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成３０年（フ）第５７号
静岡市清水区有東坂17番１号、旧住所静岡市清水区船原１丁目251番地
破産者　濵口　正英
１　決定年月日　平成30年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２２４７号
大阪市淀川区木川東４丁目17番９―1004号
破産者　栗原　照美
１　決定年月日　平成30年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２８４号
大阪市生野区桃谷１丁目10番18―807号
破産者　菖蒲　清子
１　決定年月日　平成30年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０１２号
大阪市東住吉区西今川２丁目20番２号　アネックス西今川　103号
破産者　松山　華恵（旧氏名田中美千子・松山美千子）
１　決定年月日　平成30年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部